

広島県告示第六百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、三次市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、三次市長から届出があった。

平成二十年八月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄	
町	字	地 番	町
東酒屋町		三〇六の一四、三〇六の二一、 三〇六の五九、三〇六の七九	南畑敷町